

寺院振興金庫のご案内

親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画の重点項目として「過疎・過密対策」が掲げられ、その対策の1つとして一般寺院の振興支援並びに国内開教の促進を図るための財的支援(貸付・助成)を目的に設置されたのが、「寺院振興金庫」です。この金庫が行う貸付・助成内容については以下の通りです。

なお、貸付利息は、実際に貸付を行う年度の4月1日の基準割引率及び基準貸付利率に、0.5%を加算した数に乗じた額になりますので、ぜひご活用ください。

<貸付>

区分	貸付種類	貸付条件	貸付額		貸付期間 (据置期間含む)
国内開教対策	① 活動拠点の設置	新たに一般寺院の設立を目的とした活動拠点を設置する場合	1口 100万円	上限30口 (特別に理由がある場合で 総局が認めた場合50口)	20年以内 
	② 主たる事務所の移転	一般寺院及び非法人寺院の主たる事務所を移転する場合	1口 100万円	上限10口 (特別に理由がある場合で 総局が認めた場合30口)	10年以内
	従たる事務所の設置	新たな寺院活動を目的とした従たる事務所を設置する場合	1口 100万円	上限10口	
寺院振興支援対策	③ 本堂新築・修復	一般寺院及び非法人寺院の機能の振興を目的として、本堂新築又は修復する場合	1口 100万円	(新築) 上限20口 (修復) 上限10口 	10年以内
	④ 境内建物その他施設・環境の整備	一般寺院及び非法人寺院の公益的活動の展開を目的として、社会福祉及び介護等にかかる事業施設や設備の新設・購入、並びに境内建物その他の施設におけるバリアフリー環境の整備を行う場合	1口 100万円	上限5口	10年以内
	⑤ 寺院後継予定者就学資金	寺院後継予定者の就学資金として借り入れたい場合 (短期大学を含むすべての大学及び仏教学院における就学期間を対象)	1カ年 50万円	最長4年間 (50万円×4年)	10年以内 ※就学期間終了の翌年度から返済開始
借換	⑥ 資金の借換え	銀行その他の金融機関からの借入金の返済資金に充当する場合	上記①～④の借入目的に応じた、同貸付額及び同貸付期間		

